

第99回月例社会保障研究会

看護職員の質的・量的確保、向上に向けて

令和4年12月15日

千葉大学大学院看護学研究院看護政策・管理学講座
特任教授 島田陽子

国民が受ける看護の質の向上



量的確保



資質の向上



保健師助産師看護師法

第1条

この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

看護師等の人材確保の促進に関する法律

第1条

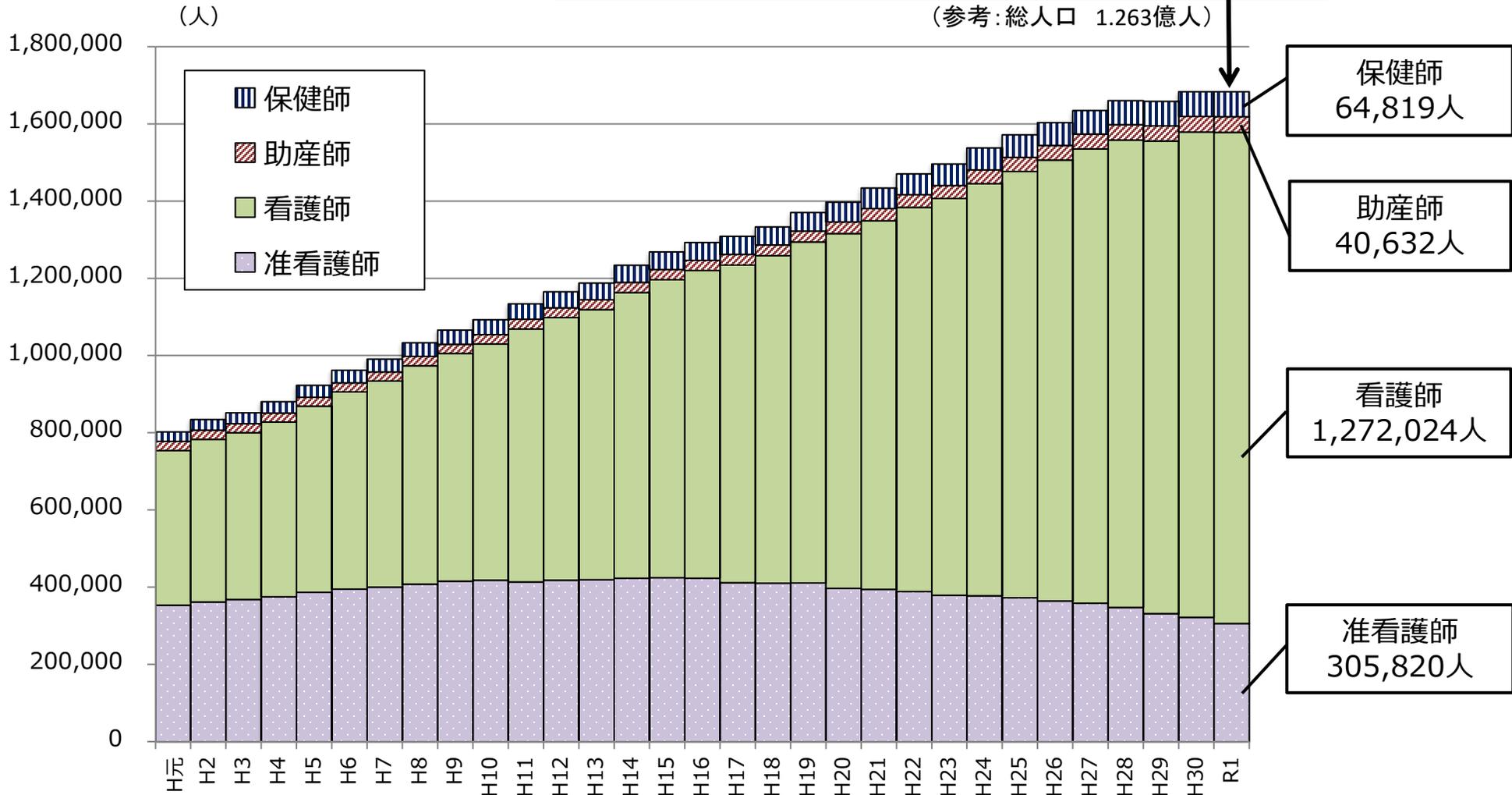
この法律は・・・看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を・・・図るための措置を講ずることにより、・・・高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

看護職員就業者数の推移

就業する看護職員数は年々増加傾向にあり、令和元年時点では約168万人となっている。

看護職員全体：1,683,295人（令和元年）

（参考：総人口 1.263億人）



保健師
64,819人

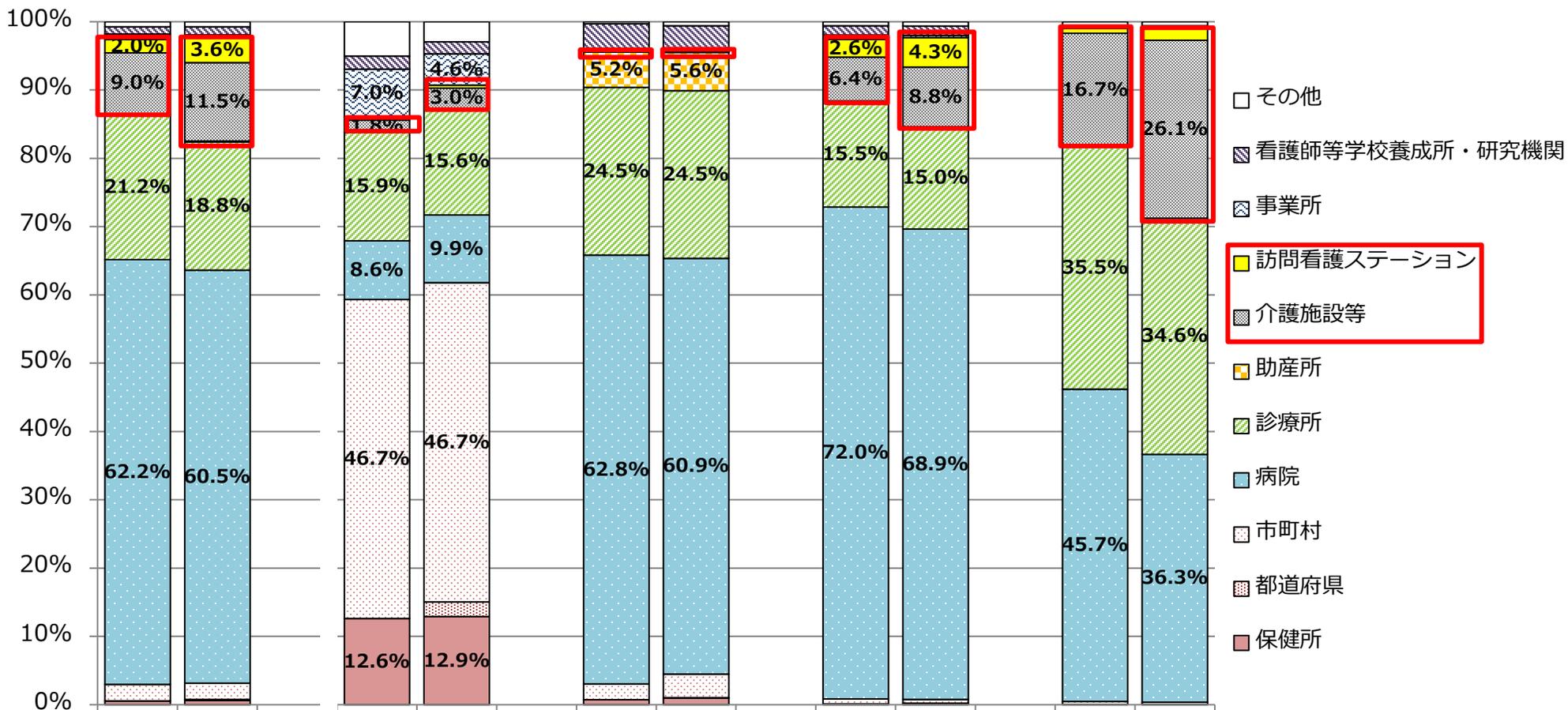
助産師
40,632人

看護師
1,272,024人

准看護師
305,820人

※ 看護職員とは保健師、助産師、看護師、准看護師の総称

看護職員の就業場所の推移（平成21年→令和元年）



全体
1,433,772人
↓
1,683,295人

保健師
53,212人
↓
64,819人

助産師
31,312人
↓
40,632人

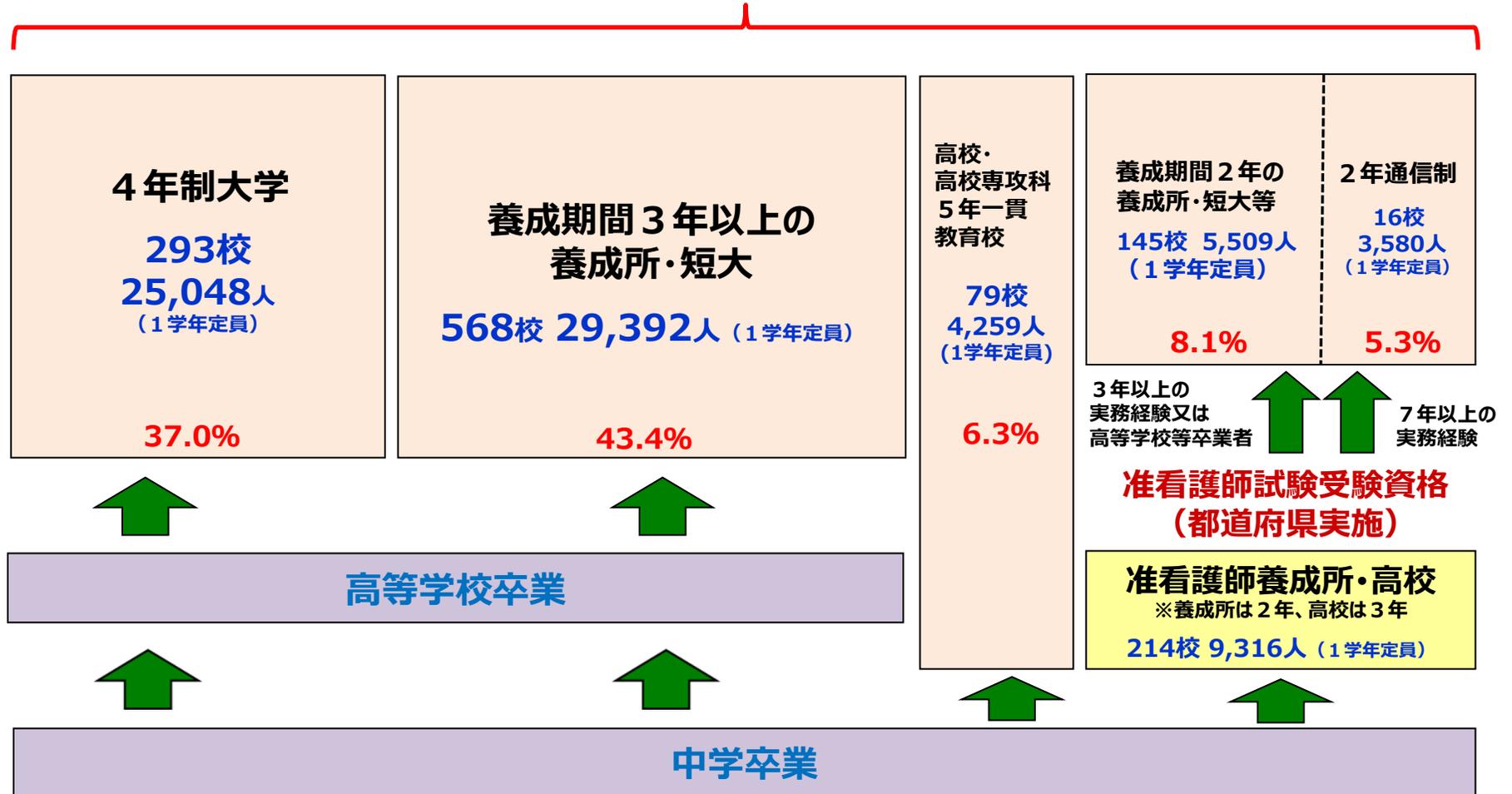
看護師
954,818人
↓
1,272,024人

准看護師
394,430人
↓
305,820人

多様なルートで看護師国家試験受験資格を得ることができる

看護師国家試験受験資格

<令和4年合格者数>
看護師 59,344人

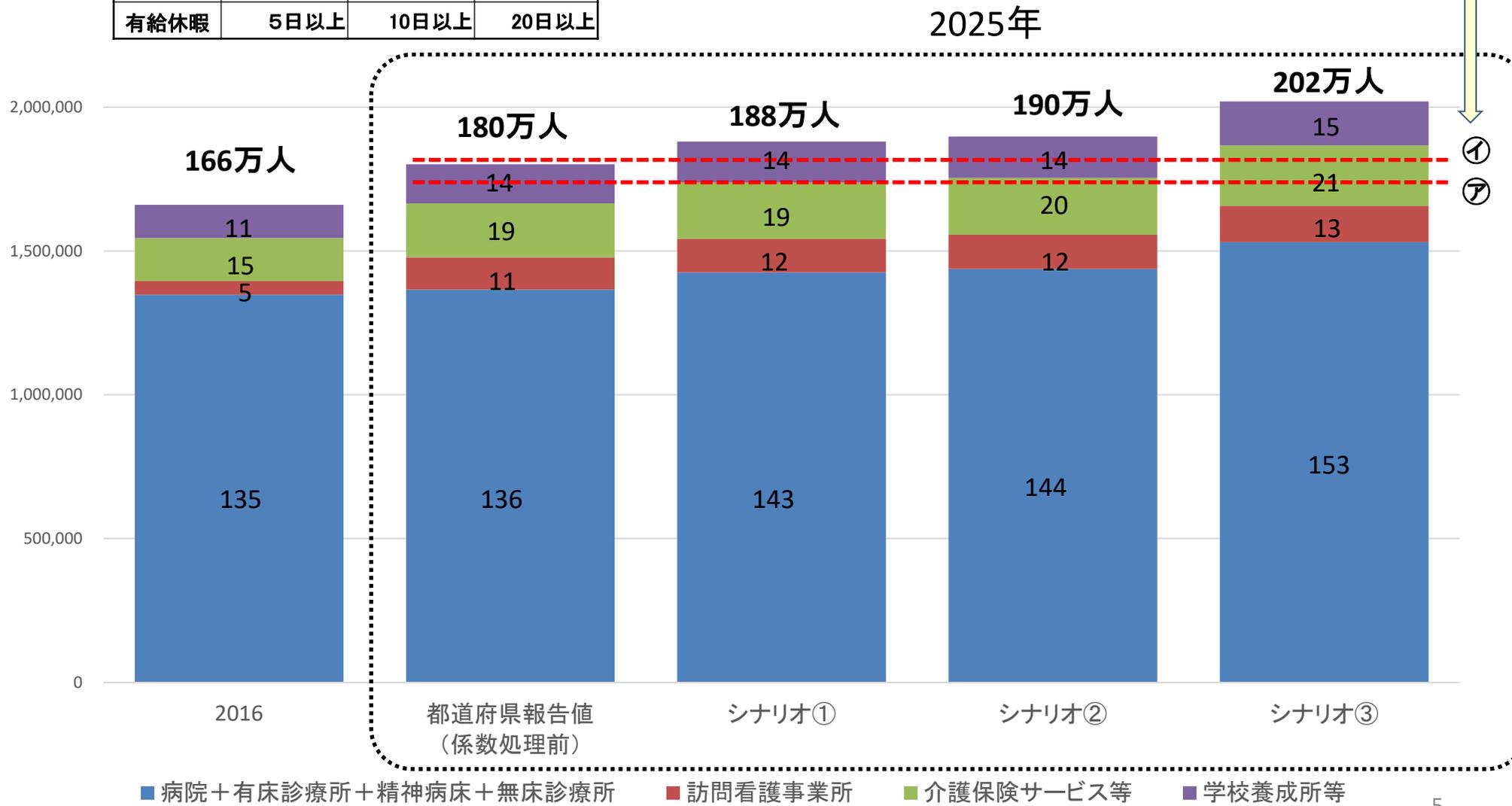


医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ(2019年11月) 概要 <2025年における全国ベースの需要と供給>

【シナリオ設定条件】

	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
超過勤務	10時間以内	10時間以内	0時間
有給休暇	5日以上	10日以上	20日以上

【供給推計】 - - - - -
 ㊦175万人～㊩182万人



■ 病院+有床診療所+精神病床+無床診療所 ■ 訪問看護事業所 ■ 介護保険サービス等 ■ 学校養成所等

(厚生労働省医政局看護課作成資料より)

看護職員確保に向けた施策の柱

【新規養成】

看護学生の学習環境の整備等による新規養成の推進

【復職支援】

都道府県ナースセンターの活用や届出制度による復職支援の強化

【定着促進】

勤務環境の改善を通じた定着促進

<具体的施策>

(1) 看護学生の学習環境の整備等による新規養成

- ・看護学生に学習しやすい環境を提供するため、看護師等養成所の整備や運営に対する補助を実施。
- ・看護関係資格の取得を目指す社会人経験者が、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合の給付の実施。

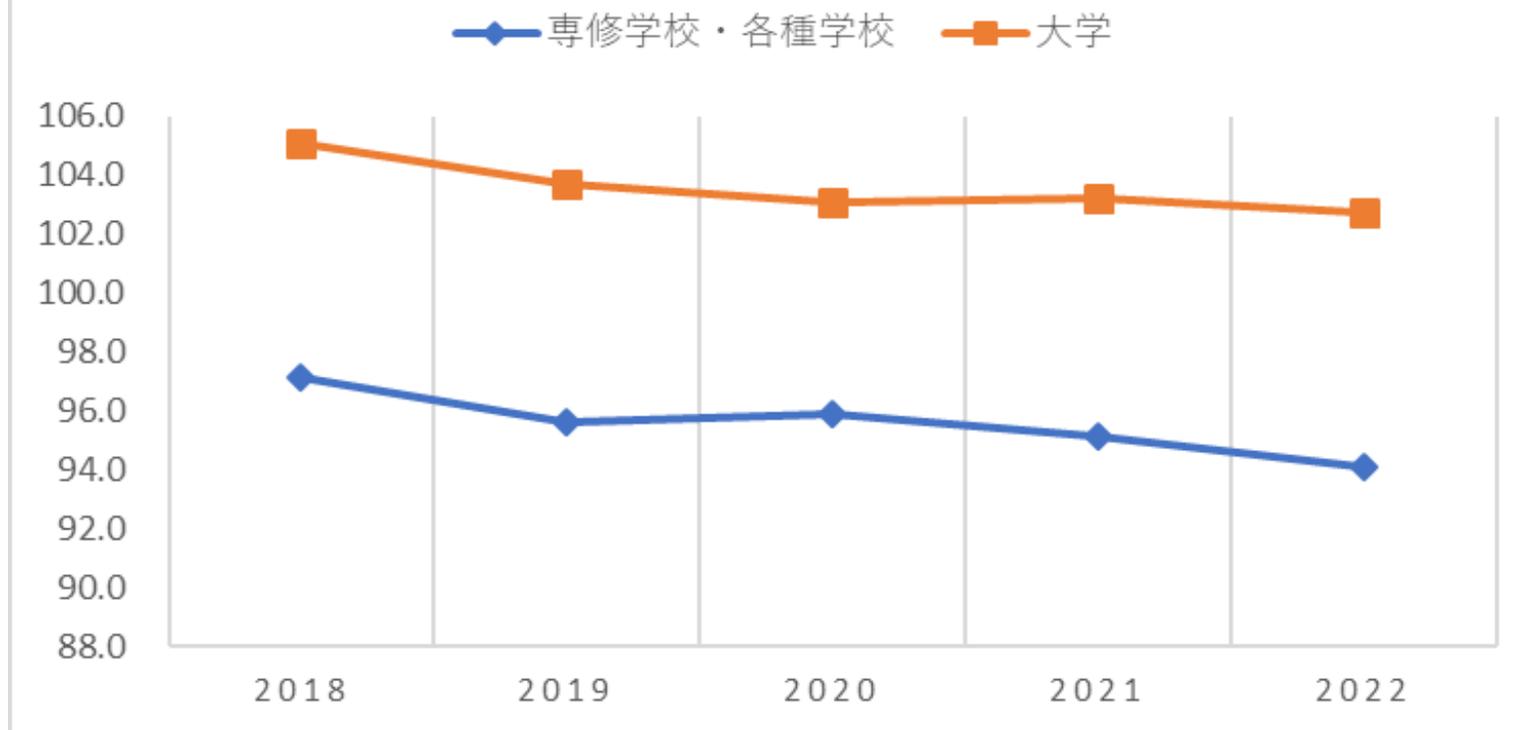
(2) 看護職員の復職支援の強化（看護師等人材確保促進法改正 平成27年10月1日施行）

- ・看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
- ・都道府県ナースセンターが、離職後も一定のつながりを確保し、ライフサイクル等を踏まえて適切なタイミングで復職研修等の必要な支援を実施。

(3) 勤務環境の改善を通じた定着促進

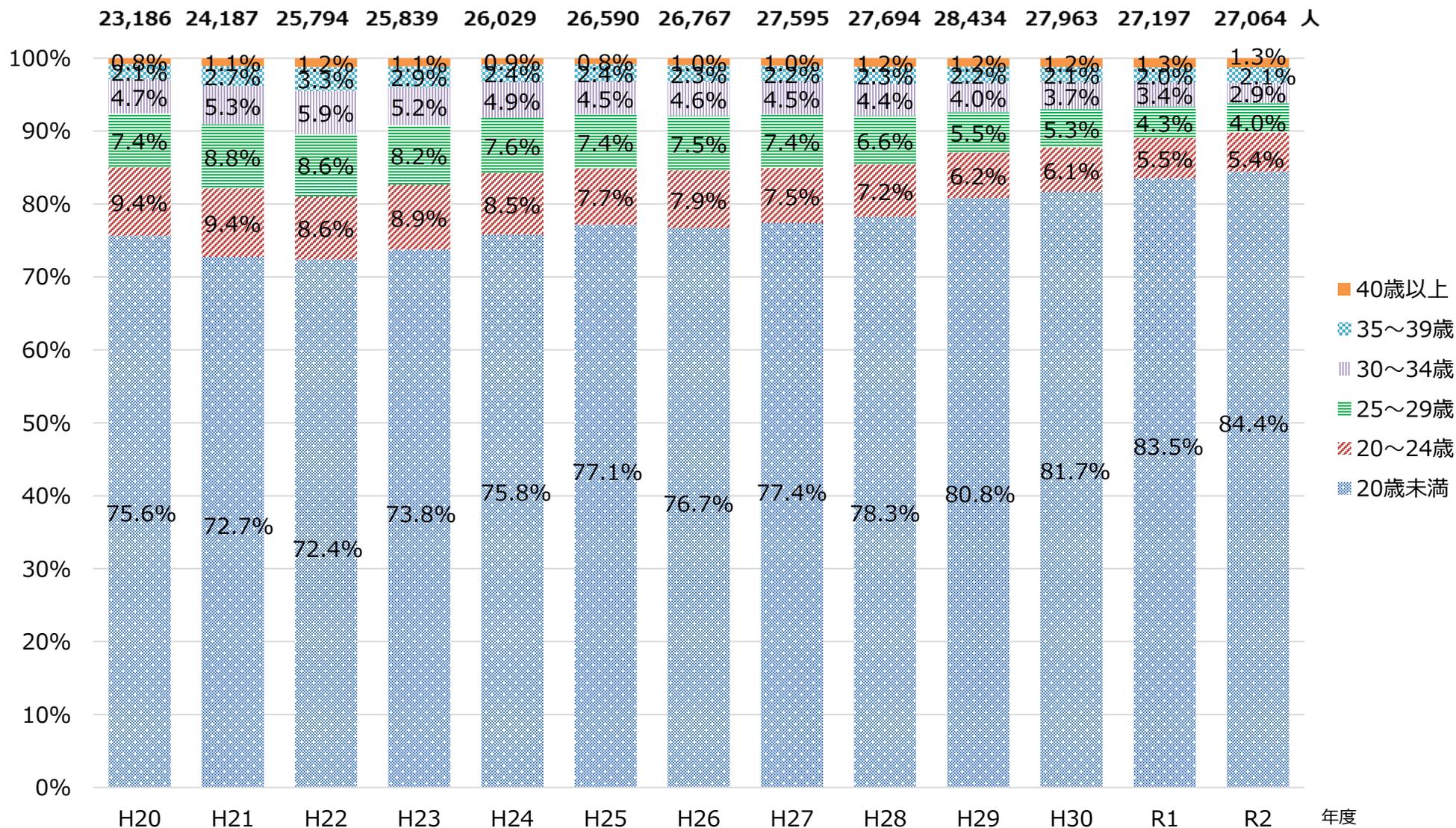
- ・看護職員を含めた医療従事者全体の勤務環境を改善するため、医療機関による自主的な勤務環境改善の取組を促進し、都道府県医療勤務環境改善支援センターが医療機関の取組を支援。（医療法改正 平成26年10月1日施行）
- ・院内保育所の運営・施設整備や仮眠室・カンファレンスルーム等の新設・拡張など、勤務環境改善に対する支援を実施。

看護師養成機関の充足率



(看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査)

看護師養成所（3年課程）の入学者の年齢構成の推移



看護師養成機関（専修学校・各種学校等） における入学者の一般教育学歴

	大学卒		短大卒		高校卒		その他		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
2018年	1436	5.1	484	1.7	25839	92.4	204	0.7	27963	100
2019年	1225	4.5	406	1.5	25358	93.2	208	0.8	27197	100
2020年	1127	4.2	379	1.4	25333	93.6	225	0.8	27064	100
2021年	1206	4.6	338	1.3	24685	93.4	206	0.8	26435	100
2022年	1339	5.2	356	1.4	23839	93.3	19	0.1	25553	100

（看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査）

大卒者の受け入れ促進

看護師の養成のさらなる促進に向けて、看護学以外の専攻で大学を卒業した方や、社会人として一定の就労経験を経た方(以下、「大卒社会人経験者等」という。)に、看護師資格取得を目指して頂くことを目的とした取り組みが実施されている。

①広報活動

大卒社会人経験者等に対して看護師免許取得をPRするためのポスターの作製

②看護師養成所への支援

看護師養成所が大卒社会人経験者等を受け入れる準備を整え、より学習しやすい環境を提供することで、これまで以上に質の高い看護師を養成することを目指して、「看護師養成所における社会人経験者の受け入れ準備・支援のための指針」を作成(2015年3月)。



参考資料:

厚生労働省ホームページ:看護師養成所における大卒社会人経験者等の養成について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079702.html>

さらなる看護職員確保に向けて...

○米国では看護学以外の学士号を持つ者を対象とした「看護学速習プログラム (Accelerated Bachelor of Science in Nursing program; ABSN)」が1971年から実施されている。

- ABSNは11～18か月で修了できるプログラム
- 2021年時点では全米で318課程のABSNコース
- 2021年調査では約2.8万人が在籍
- 課程数、在籍者数ともに年々増加
(4年制の課程がなくABSNコースのみの大学もある。)

参考文献:

1) 長松康子, 他. 学士編入2年制コース開設に至るプロセス. 聖路加国際大学紀要. 2018;4:98-102.

2) American Association of College of Nursing. Fact Sheet: Accelerated Baccalaureate and Master's Degree in Nursing.

<https://www.aacnnursing.org/Portals/42/News/Factsheets/Accelerate-Programs-Fact-Sheet.pdf> (Last Update: October 22)

さらなる看護職員確保に向けて・・・

「看護学速習プログラム」を推進してはどうか

日本では・・・

- 平成21年の保健師助産師看護師法改正により、大学において「看護学速習プログラム」が実施可能となった。

＜保健師助産師看護師法＞

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく**大学**（短期大学を除く。第四号において同じ。）**において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者**
 - 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において**三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者**
 - 三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
- （第四号、第五号 略）

- 現在、1大学で実施されている。

* 聖路加国際大学 3年次学士編入制度（平成29年度～）

- ・ 講義・演習・実習を統合した特別編成カリキュラム
- ・ 定員30名、専任の教員を配置
- ・ 学生の学習態度の特徴
 - ①学習意欲及び目標達成意欲が高い
 - ②社会的スキル（コミュニケーション能力等）
 - ③批判的思考（観察力、洞察力、課題解決能力等）に長けている

＜看護師等の質確保・向上＞

これまでの主な施策

◆免許取得前の教育の充実

- 看護基礎教育の内容等の見直し

◆免許取得後の研修の制度化

- 新人看護職員研修制度（平成22年4月1日施行）
- 特定行為に係る看護師の研修制度（平成27年10月1日施行）

看護基礎教育に関する主な検討経過

看護基礎教育の充実に関する検討会

<保健師・助産師>

- ・総単位数を23単位に増加
- ・(保)「個人・家族・集団の生活支援実習」など具体的な教育内容を明示
- ・(助)分娩取扱いについて詳細に表記

<看護師>

- ・総単位数を97単位に増加
- ・統合分野の創設
- ・看護師教育の技術項目について卒業時の到達度を明確化

【H18年3月～H19年3月】

准看護師の資質の向上に関する検討会

<准看護師>

- ・総時間数を1,890時間に増加
- ・精神看護の創設
- ・成人看護と老年看護を統合

【H10年3月～H11年6月】

看護基礎教育のあり方に関する懇談会

- ・看護職員に求められる資質・能力や看護基礎教育の充実の方向性について論点を整理

【H20年1月～7月】

看護の質の向上と確保に関する検討会

- ・チーム医療を担う一員として看護職員の質の向上と確保に向けた基本的な方向性を提示

【H20年11月～H21年3月】

看護教育の内容と方法に関する検討会

<保健師・助産師>

- ・修業年限の6ヶ月以上から1年以上への延長に伴う総単位数の増加
- ・卒業時の到達目標と到達度の設定
- ・(保)地域看護学を公衆衛生看護学に変更

<看護師>

- ・看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標の設定について、卒業時の到達度を明確化

【H21年4月～H23年2月】

今後の看護教員のあり方に関する検討会

<看護教員>

- ・看護教員養成講習会のガイドラインの作成の必要性
- ・講習会実施要領見直しの必要性

【H21年5月～H22年2月】

看護基礎教育検討会

将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討【平成30年4月～令和元年10月】

新人看護職員研修

○【法改正】

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、平成22年4月1日から、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務化。

○【通知発出】

新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、医療機関の機能や規模に関わらず、新人看護職員を迎えるすべての医療機関で新人看護職員研修が実施される体制の整備を目指して新人看護職員研修ガイドラインを作成し、通知等で周知。

○【予算措置】(※1)

新人看護職員研修ガイドラインを用いて実施する研修(※2)に対して財政支援。

※1 平成26年度より地域医療介護総合確保基金の事業として都道府県計画に基づき実施されている

※2 新人看護職員に対する研修や指導者に対する研修の他、多施設合同研修等がある

新人看護職員研修事業

新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

病院等におけるOJT研修

研修体制

研修責任者

プログラム企画・運営組織
(委員会等)

教育担当者

実地指導者

新人看護職員

A外来

B病棟

ガイドラインに沿った研修(努力義務)

新人保健師研修

新人助産師研修

新人看護職員研修

■新人看護職員研修事業

ガイドラインに沿った新人看護職員に対する研修の実施に対する支援。

■医療機関受入研修事業

他の病院等の新人看護職員を受け入れた研修の実施に対する支援

参加 (Off-JT)

推進事業(都道府県)

■新人看護職員研修推進事業

すべての病院等の新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられるよう、地域における連携体制を構築し、新人研修の着実な推進を図るため

- ① 病院団体や職能団体などの関係者による協議会を設け、施設間連携の活性化に関する方策や調整などを協議
- ② 新人研修が実施困難な病院等へのアドバイザー派遣などの事業の実施。

支援

集合研修(都道府県)

■多施設合同研修

(新人看護職員合同研修)

新人研修が自施設で完結することが困難な施設の新人を対象とした研修の実施。

(新人助産師合同研修)

各病院等の新人助産師は少数であるため、どの病院等でも共通する研修内容等に関して、合同で開催することにより効率的・効果的な新人研修を実施。

■研修責任者等研修

(研修責任者研修)

新人研修の企画・運営等に必要能力を習得するための研修の実施。

(教育担当者・実地指導者研修)

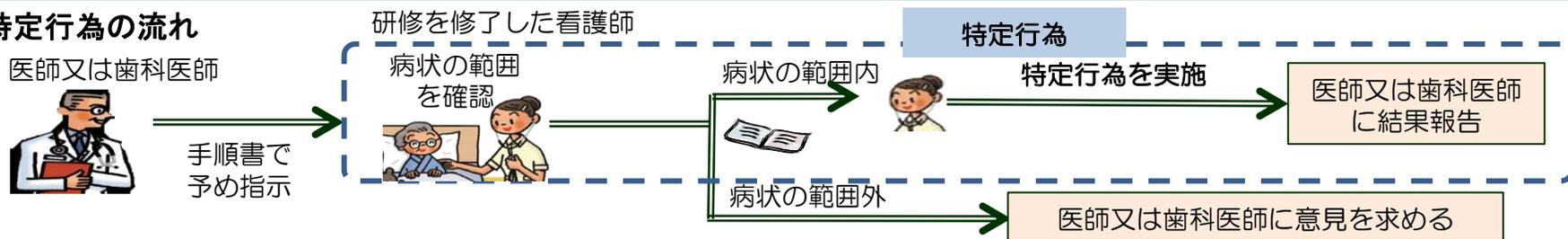
教育担当者や実地指導者に必要能力を習得するための研修の実施。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

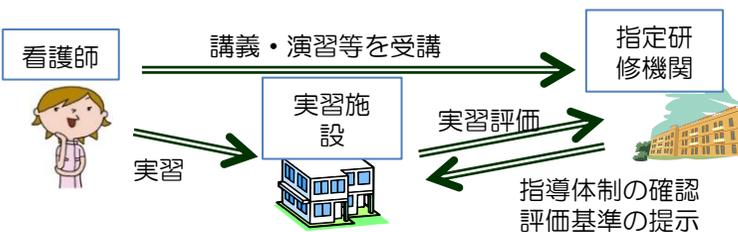
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容(平成31年4月～)

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するもの の向上を図るための研修	
共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	30
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント (講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論 (講義、演習)	40
医療安全学、特定行為実践 (講義、演習、実習)	45
合計	250

「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を 図るための研修	
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

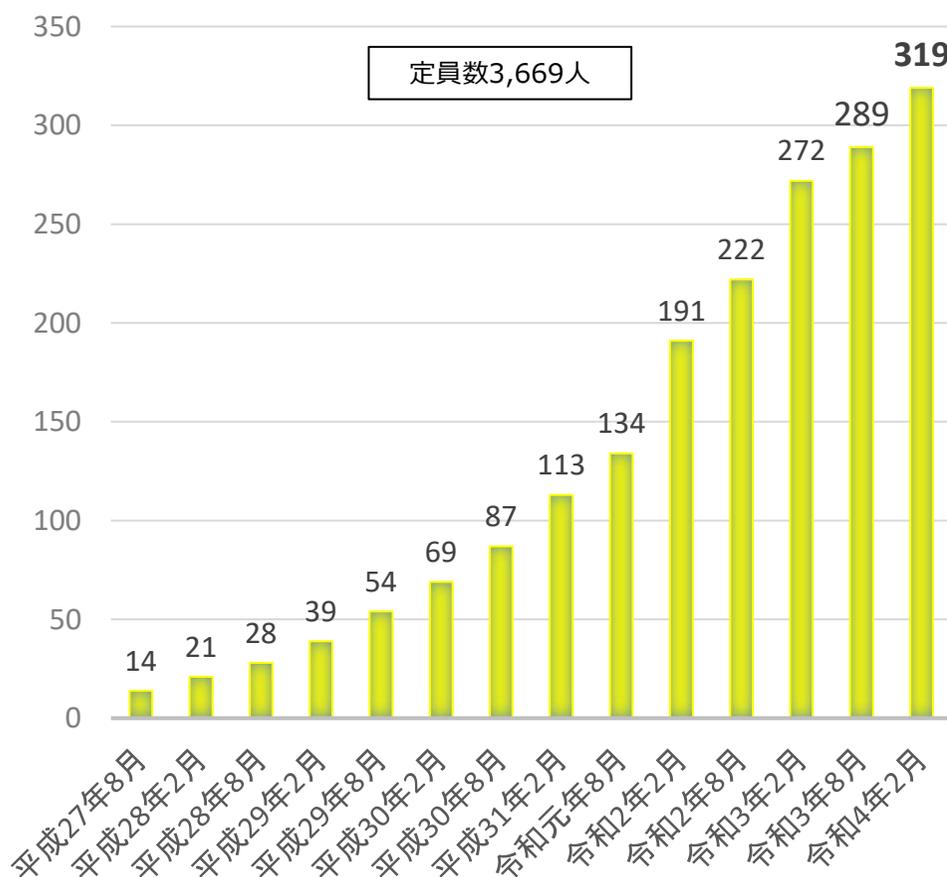
※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関数・研修修了者の推移

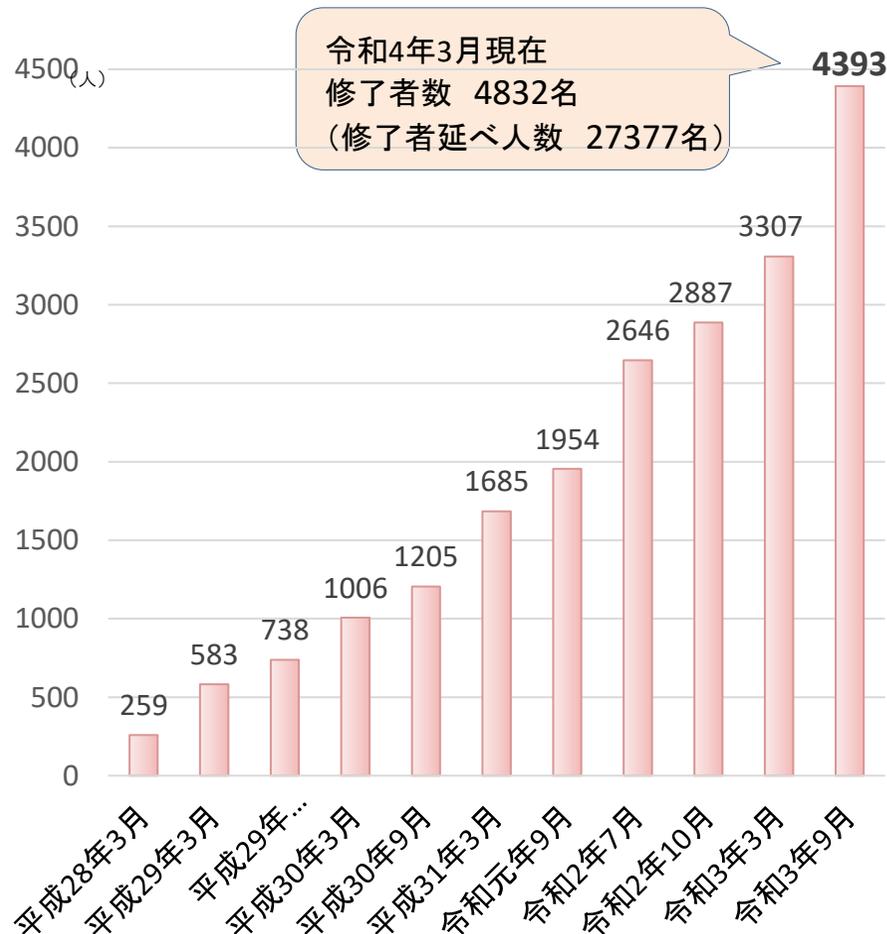
- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和4年2月現在で319機関である。
- これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は3,669人（令和3年8月現在）となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和3年9月現在で4,393名である。

■指定研修機関数の推移

(指定研修機関数)



■研修修了者数の推移



(看護課調べ)

特定行為研修修了者就業状況

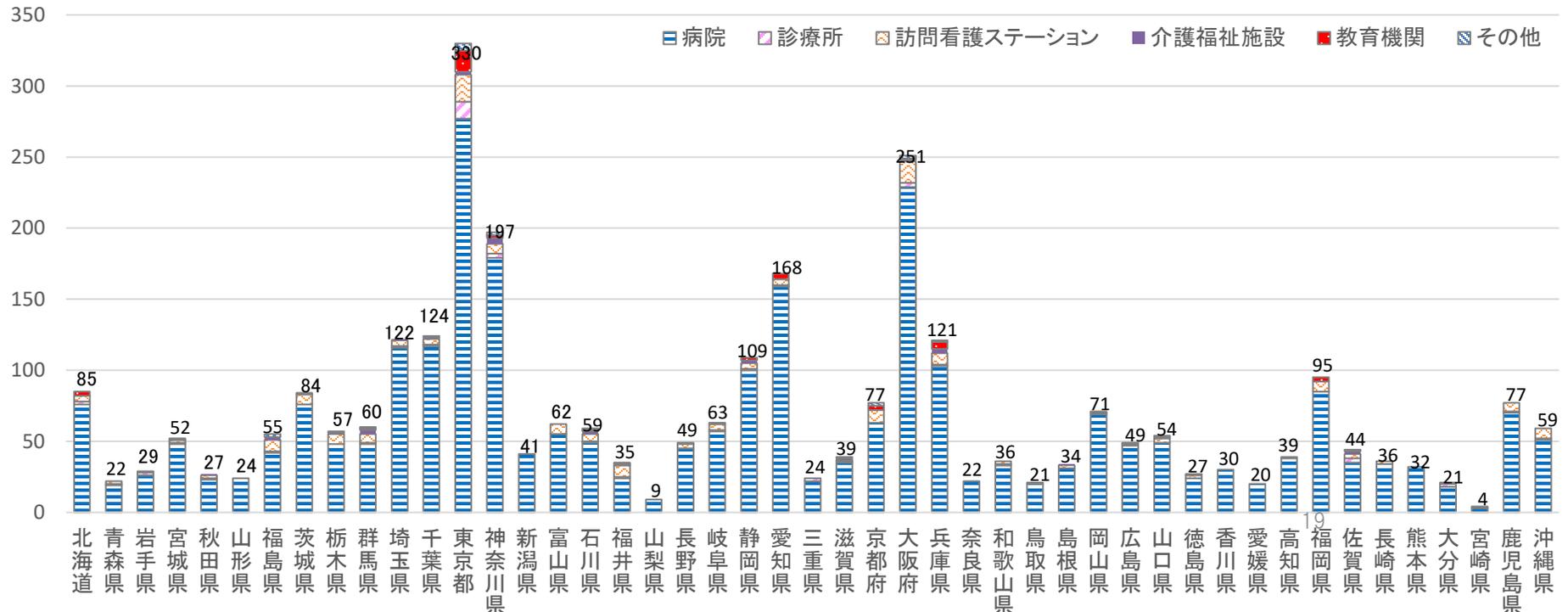
(複数回研修を修了した修了者は延べ人数として集計)

【就業場所別】 n = 3,790名

(指定研修機関からの協力により指定研修機関からの依頼に応じた修了者のうち協力頂けた人数)

就業場所	病院	診療所	訪問看護ステーション	介護福祉施設	教育機関	その他	未就労	不明※1
就業者総数	2821	46	179	27	47	26	15	629
割合	74.4%	1.2%	4.7%	0.7%	1.2%	0.7%	0.4%	16.6%

【都道府県別】 n=3,146名※2



※1 「都道府県」「就業場所」いずれかに回答がない方

※2 総数3,790名から未就労及び※1を除いた数

令和3年度「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業」にて調査

(令和4年1月)

(厚生労働省医政局看護課作成資料より)

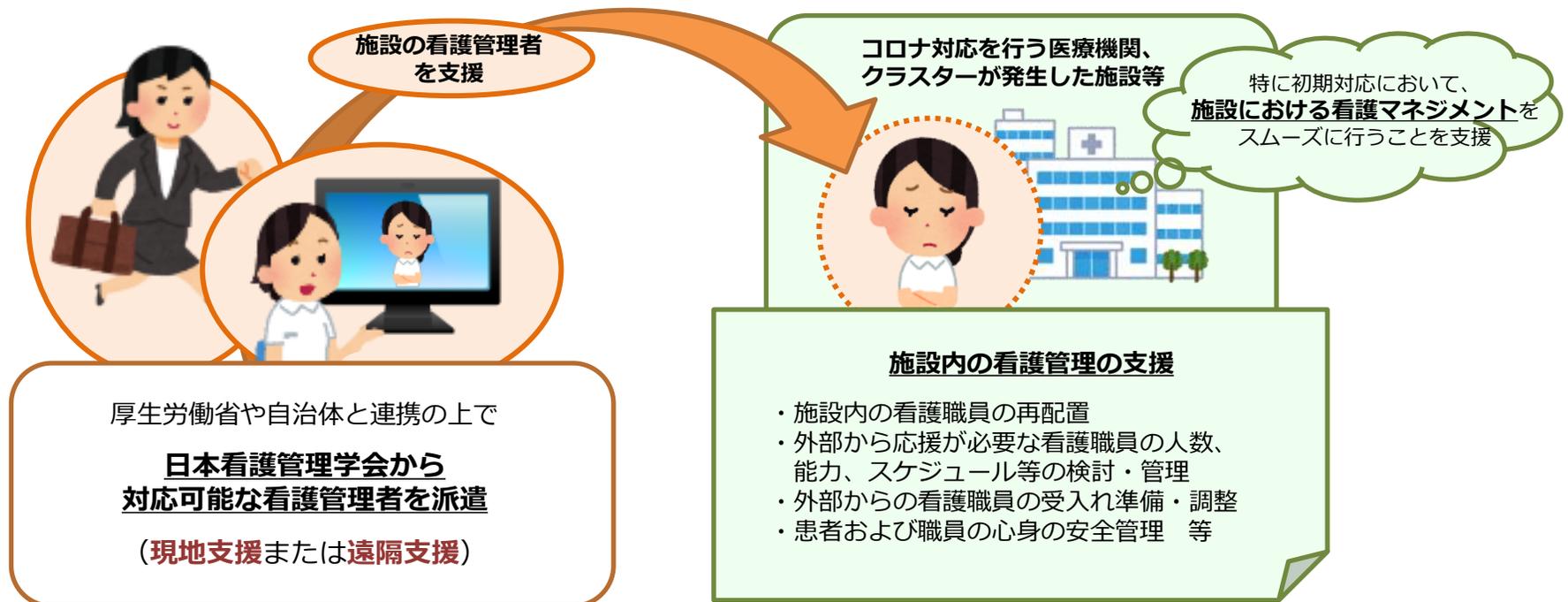
～看護提供体制の質の確保～

看護マネジメントの支援

新型コロナウイルス感染症対応を行う看護管理者の方々への支援

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応において、コロナ対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等では、現場の看護管理者だけでは対応が困難なケースもある。
- ◆ 特に初期対応において、**医療機関等における看護マネジメントをスムーズに行うこと**を目的として、**新型コロナウイルス感染症対応等の危機管理に精通した看護管理者を派遣**し、各施設の看護管理者の**看護管理支援**を試行的に実施中。

(令和3年度看護職員確保対策特別事業及び令和3年度補正予算において日本看護管理学会が実施中)



NuMAT (Nursing Management Assistance Team)

新型コロナウイルス感染症への対応等 危機発生時における看護マネジメント支援

- NuMAT (Nursing Management Assistance Team) は新型コロナウイルス感染症に対応する施設等のスムーズな看護マネジメントの強化に向けた看護管理者への支援を行うために、厚生労働省の補助事業として日本看護管理学会が事務局となって作成したスキームです。
- 新型コロナウイルス感染症への対応をする医療機関や施設等では、看護管理者は多くの困難な課題に直面します。そこで、①支援依頼者からの支援依頼を受け、②日本看護管理学会 NuMAT事務局に登録されたNuMATリスト(人材派遣管理リスト)から対応可能な支援者を選び、③看護管理者が希望する支援方法で管理者の支援を行います。

病院・施設・訪問看護ステーション等の看護管理者の皆様

新型コロナウイルス感染症対応で困っている事はありませんか？

日本看護管理学会のNuMAT (Nursing Management Assistance Team) では、以下のことについて、看護管理者の皆様への支援を行います
日本看護管理学会会員以外の方もご相談いただけます。

1 COVID-19 患者受け入れ体制構築	2 常時の COVID-19 対応の組織運営
3 クラスタ発生対応の組織運営	4 その他、COVID-19 関連の悩み事

感染管理 教育 労務管理 組織管理
職員配置 業務管理 処遇・配慮 指揮調整
情報整理 後方支援 広報・渉外 職員健康安全

困ったら、迷ったら、まずは、相談を！

●連絡先: numat@janap.jp ※お名前と連絡先(電話番号)を明記ください。

困りごとの内容・支援の希望の確認/現地支援の場合の日程調整等の確認

対応可能な看護管理者を派遣(現地支援または遠隔支援)

一般社団法人 日本看護管理学会
厚生労働省医政局看護課
「新型コロナウイルス感染症 対応看護マネジメント体制 整備事業」により実施

事業目的

新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等においては、自施設の看護職員の再配置、患者・職員の心身の安全管理、他施設からの看護職員の受援体制整備など、看護管理者が様々な役割を担う必要があり、当事者だけでは十分な看護マネジメントを行えず、外部の看護管理者による支援を必要とするケースが多々みられる。さらに、他施設からの看護職員の受援体制整備にあたっては、ノウハウが蓄積されてきている地域もあるものの、全国統一的なマニュアルの整備までは至っていない。

次なる感染拡大の可能性に備えて、地域の医療提供体制維持のためには看護管理者支援が喫緊の課題であり、本事業では、医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に係る看護マネジメントをスムーズに行うことを目的として、**①新型コロナウイルス感染症対応等の危機管理に精通した看護管理者による看護管理者支援体制の構築**及び**②看護職員派遣・受入に係るマニュアル整備**を行う。

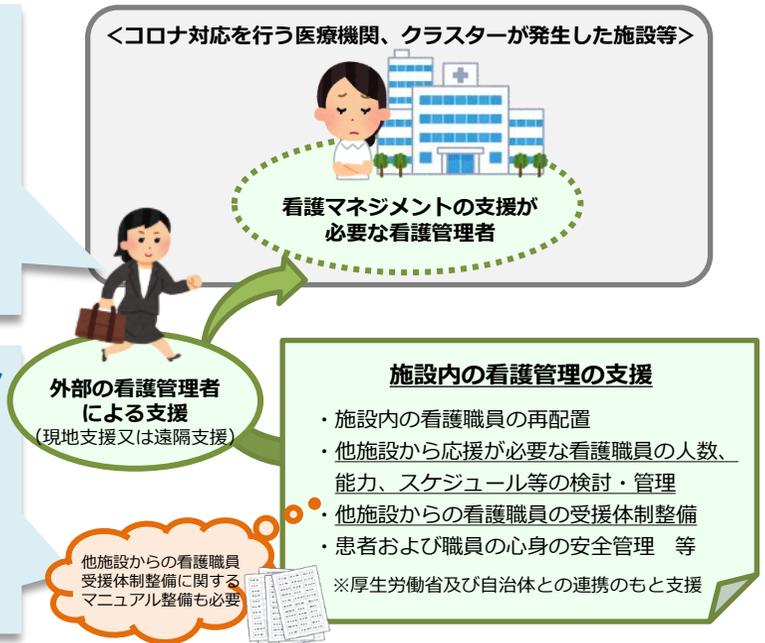
事業概要

① 新型コロナウイルス感染症対応のための看護管理者への支援体制の構築

- ◆ 感染拡大地域において、コロナ対応を行う施設やクラスターが発生した施設へ看護管理者を派遣し、当該施設における**看護管理者支援を行うためのスキーム**（**仮称 NuMAT**：Nursing Management Assistance Team）の**構築**を行う。
- ◆ 支援スキーム構築にあたっては、
 - ・厚生労働省及び自治体と連携した感染拡大地域への看護管理者派遣
 - ・派遣実績をもとにした支援スキームの課題整理及び検討（支援内容の整理、マニュアル化、支援者となる看護管理者の要件整理・リスト化など）

② 新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員派遣・受入に係るマニュアル整備

- ◆ 他施設からの看護職員の派遣にあたって、受入側である看護管理者のために**受援体制整備**について、また、応援側である派遣看護職員のために**応援に際しての心構えや準備**についての**マニュアルを作成**する。
- ◆ マニュアル整備にあたっては、応援者への調査結果及び有識者の意見等を参考にし、必要な内容を検討する。



予算額

32,512千円

補助先

一般社団法人 日本看護管理学会

対象経費

- ① 看護管理者支援に必要な経費（会議費、謝金、旅費、事務経費等を含む）について補助
- ② マニュアル作成に係る経費（会議費、謝金、消耗品費等を含む）について補助